

# 「長浜市しょうがい福祉プラン」(中間見直し)の概要

## 1. 概要

国の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画・滋賀県障害福祉プランの改正を踏まえ、本プランのこれまでの取組みを評価するとともに、基本理念の実現に向け、引き続き、しょうがい福祉施策を推進するため、アクションプランの見直しを行った。また、社会福祉法の改正に伴う「重層的支援体制整備事業」の創設に伴い、多様化するニーズに適切に対応していくための取組について明記した。

## 2. 計画の構成・位置づけ

### (1) 計画の構成

法・制度改正や環境の変化に柔軟に対応できるよう、基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するための「アクションプラン」から構成。

### (2) 計画の位置づけ

基本構想 : 「市町村障害者計画」(障害者基本法)に位置づけ。

アクションプラン : 「市町村障害福祉計画」(障害者総合支援法)

および「市町村障害児福祉計画」(児童福祉法)に位置づけ。

### (3) 他計画との関係

上位計画 : 「長浜市総合計画」、「長浜市地域福祉計画」

関連する計画 : 「ゴールドプランながはま21 (長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画)」

「長浜市子ども・子育て支援事業計画」、「健康ながはま21」、

「長浜市人権施策推進基本計画」等

## 3. 計画の期間

平成30年度から令和5年度(6年間) \*R2、中間見直しとしてアクションプラン部分を改定

## 4. 中間見直しのポイント

### ●アクションプランの見直し

取組の状況や新たなニーズを踏まえ、重点的取組事業について新たな項目を追加。

①地域における交通手段の確保、②福祉避難所の円滑な運営、③福祉人材の確保、④医療的ケア児者への支援充実、⑤しょうがい者雇用の促進

### ●取組の状況

基幹相談支援センターの設置による相談支援体制や地域生活支援拠点の整備等一定の成果があった。今後も、引き続き、基本理念の実現に向け、すべての分野で総合的な取組みを推進する。

### ●新たな目標等の設定

国の指針や、寄せられたご意見、地域の実情を踏まえ、これまでの取組をさらに強化できるよう、新たな目標や見込みを設定した。

## 5. 基本理念

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現を目指す。

## 6. 5つの柱と主な取組

### (1) やさしいまちづくり「あたたか」

- ①相互理解の推進・・・広報・啓発活動の推進、福祉・人権教育の推進
- ②地域福祉の推進・・・地域福祉活動の推進、人材の育成
- ③地域ネットワークの活性化・・・地域ネットワークの活性化、相談支援機能の強化
- ④ユニバーサルデザインのまちづくり・・・公共的施設や住居環境の改善

地域生活における交通手段の確保

### (2) 地域生活の支援「あんしん」

- ①生活支援・・・居宅生活支援、居住支援、経済的支援、福祉用具購入費等の支援、意思疎通支援
- ②防災・防犯等の対策・・・防災対策（福祉避難所の体制整備・感染症対策）、防犯対策、交通安全対策
- ③権利擁護、虐待防止・・・権利擁護・差別の解消、虐待防止

④福祉人材の確保・育成・定着・・・福祉人材の確保、福祉人材の育成・定着

### (3) 医療・保健・福祉の連携「すこやか」

- ①しょうがいの早期発見・早期支援・・・健康づくりの推進、しょうがいの早期発見・早期対応、疾病の早期発見・早期対応
- ②精神保健・医療の充実・・・心の健康づくりの推進、相談支援・医療の充実  
地域生活への移行促進、地域交流サロン
- ③医療的ケアへの対応・・・医療の充実、医療的ケア児者への支援充実
- ④医療費の支援・・・更生医療、育成医療、精神通院医療、福祉医療

### (4) 子どもの発達・育成支援「はぐくむ」

- ①地域における子育て支援・・・地域の幼稚園・保育所・認定こども園・学校等での支援、放課後・休暇中活動支援
- ②乳幼児期からの早期支援・・・発達支援の充実、早期療育の充実
- ③学齢期における支援・・・学校教育の充実、進学・就労等の支援

### (5) 活動の充実「いきがい」

- ①就労支援・・・一般就労の拡大、福祉的就労の支援、販路・事業拡大等の支援、就労支援体制の充実
- ②日中活動支援・・・日中活動系サービスの充実
- ③社会参加・参画の促進・・・多様な活動の支援、参加を促進する環境づくり